

11月

お知らせ版

発行所 春日町役場
春日町 電話 1131

秋の「小児マヒ」

予防ワクチン投与

急性灰白髄炎生ワクチン投与を、次表のとおり実施します。該当者はもちろん受診してください。

期日	時間	会場
11.16 (月)	午後2時から午後4時まで	公民館 公民館 公民館
11.17 (火)	"	公民館 公民館 公民館
11.18 (水)	"	公民館 公民館 公民館
11.19 (木)	"	公民館 公民館 公民館
11.20 (金)	"	公民館 公民館 公民館

生後三ヶ月から十八ヶ月以内で二回の服用が済んでいない幼児。

対象 さい。

料金 なし。

備考 なお、小児マヒ生ワクチンは、病院、保健所などで服用できませんので、この日程内に必ず受診して下さい。

都合でどうしても日程内に服用できない人は、十一月三十日(月)中央公民館(午後二時から四時まで)にて、実施しますので、速に申し込みください。

※ 申し込みされた方に限り再実施します。

(福祉課)

〇とどいたらまずとじましよう〇

人口動態 (9月末)

人口	41,816人
口男女	21,296人
入出生	20,520人
死亡	621人
前月	455人
前年	67人
前月	15人
前年	218人
前月	12,934
前年	

献血で尊い

生命を救いましょう

輸血用血液の必要量は年間で二万二千リットル(牛乳ビン約十一万本)とされ、日夜献血運動が行なわれ尊い命が救われています。

春日町ではその百分の一にあたる年間二百二十リットル(牛乳ビン千五百本)、一ヶ月百人の献血を必要とします。献血には、人の血液以外に代替品はなく、いつ献血を必要とするような事態が起こらないとも限りません。安心して献血を受けるためには、多くの健康な人々が少しづつ計画的に献血することが最良の道です。

きれいな選挙五つの提唱

- ・よく見よく聞き、よく考えて投票しましょう。
- ・選挙法を守らない候補者はボイコットしましょう。
- ・わたしたちの代表の活動を常に見守りましょう。
- ・一時の利害で尊い一票をむだにしないようにしましょう。
- ・選挙からむ祝儀の花輪は辞退しましょう。

航空郵便 春日基壇

(午前九時から十二時まで)

京原人形通り工場

(午後一時から三時まで)

十一月二十九日(日曜日)

国民公民館

(午前九時から午後三時まで)

※詳細は係へお問合せ下さい。

(福祉課)

定例妊婦の

健康相談実施

期日と場所

一回目 十一月十一日(水)

午後一時三十分から午後三時

まで千歳町公民館

二回目 十一月十八日(水)

午後一時三十分から午後三時

まで春日町役場本庁

※当日も母子手帳を交付します。

日時と場所

十一月二十六日(木曜日)

その名も「ちくし台」

二十五番目の自治会誕生

春日町で二十五番目の自治会ができて、その名も「ちくし台」と決まりました。

この区域は昨年九月ごろから新築の家が次々と建てられていて、大牟田川の北西側にあたる日生不動産分譲地と東洋開発分譲地で、これまでは暫定的に紅蔭丘区の一部として扱われて

いましたが、ほぼ一年間に入居者が六十世帯を越えましたので同地区では独立して新しい自治会「ちくし台」として発足することにになりました。

「ちくし台」区は町づくりの目標として住民の健康をはかり健康にして明るい生活環境づく

りに努力することを目標とした規約を作り、公民館建設をめぐすことを決めました。また公民館ができるまでは「おおぞら公民館」として公民館活動を行うことを決めました。

四、五年後は世帯数四百戸を超える大きな自治会に発展することが見込まれています。

なお「ちくし台区」の昭和四十五年年度委員、公民館長は次のとおりです。

駐在員 川村 英男
公民館長 白木 敏

国民年金に所得比例制採用

昨年末の法律改正に伴い国民年金加入者でより多くの年金を希望する人のために所得比例制がとり入れられ、現在納付中の

定期保険料のほかに所得比例保険料を三百五十円納付すると前

米次のような年金額が受給できることとなります。納付希望者

は申し込みください。

記

- (1) 受 付 十月一日より随時
- (2) 納付額 定期分四百五十円と
比例分三百五十円。
計八百円
- (3) 受給額 定期分年九万六千円
比例分五万四千円

国民健康保険税の納期通知について

昭和四十五年度の国民健康保険税八期分の納期（十一月一日から十一月三十日まで）がきま

したので納期内に左記納付金融機関におきめてください。

納付金融機関

春日町農協、福岡銀行、大和銀行、日本勧業銀行、福岡相互銀行、西日本相互銀行、筑業中央信用組合（保険課）

犬には登録と注射を

昭和四十五年年度犬登録および秋期狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ登録、注射のすんでいない犬が多く見受けられ

計十五万円

(4) 加入対象者

(4) 地方税法に規定する所得がある人

(4) 地方税法に規定する所得がないが同法に規定する青色事業専従者、または事業専従者に該当する人

(5) 詳細は係にお問い合わせください。

(住民課)

引当者特別交付金国庫債券担保貸付および買上償還について

引当者特別交付金国庫債券を担保とする事業資金の貸付および買当者を対象とする国庫債券の買上償還を受付ます。希望者は早目に福祉課へお申し出ください。

(福祉課)

引当者特別交付金請求

もれの方はありませんか。外埠から引揚げられた方でも特別交付金の請求をしない方は早目に交福福祉課へ書類を提出して下さい。(請求用紙は福祉課に準備してあります) 昭和四十六年三月三十一日までに請求せず放っておきますと請求できなくなります。詳細は係へお問い合わせください。

(福祉課)

日時と場所

月 日	時 間	場 所
11月4日 (水)	9:30~10:00	若菜公民館
	10:30~11:00	小倉
	11:30~12:00	昇町
	13:00~13:30	下白水
	14:00~14:30	上白水
	15:00~15:30	大和町
	16:00~16:30	桜ヶ丘
11月5日 (木)	9:30~10:00	岡本公民館
	10:30~11:00	須玖
	11:30~12:00	春日原南町
	13:00~13:30	春日原
	14:00~14:30	東支所
	15:00~15:30	春日公民館

「不用犬のひきとり日」は

毎週(水曜日)午前九時から(木曜日)午後四時まで

その他の日にはひきとりません。

なお、不用犬放棄の際は、役場福祉課へ届け出てください。